



ライスインキロゴの使用について

2009年3月1日

ライスインキ・コンソーシアム

ライスインキロゴのご使用にあたっては、下記の規則をご理解・遵守の上ご使用下さい。

ライスインキロゴは商標登録（出願中）されたロゴで、環境にやさしいライスインキを使用して印刷された印刷物に本ロゴを付けられます。規則に反した不正使用がされずと法律に触れることがあります。

■ ライスインキ使用規則

2009年3月1日制定

本規則はライスインキロゴの適正使用のために定める。

第1条

ライスインキロゴの使用については、ライスインキ・コンソーシアムのサイトにアクセスし、「ライスインキ使用規則」の順守に合意した上で、データをダウンロードしたものが使用可能とする。

ライスインキロゴを使用許諾されたものは、自己使用以外の目的でライスインキロゴを第三者に使わせることはできない。

第2条

ライスインキロゴを使用するに際しては、「ライスインキ製品ラベリングガイド」に添って使用し、改ざん、変形などを行わないこと。

第3条

ライスインキロゴを表示できる製品（印刷物）は、ライスインキで印刷された印刷物に限られ、それ以外のインキによる印刷物に使用してはならない。印刷会社以外でライスインキロゴを使用する場合は、印刷物でライスインキを使用した証明を本会は求めることができる。

また印刷物以外の宣伝等の媒体にライスインキロゴを表示する際は、ライスインキそのもので印刷したものと誤解なきよう配慮を要すること。

第4条

本会はライスインキロゴが表示された印刷物において、本規則に定める内容に合致しないと認めるときは、当該印刷物を印刷したものに対し文書を以て通知し、1ヵ月以内に改善しその旨文書を以て回答するよう求めることができる。

第5条

この規則は改正することができる。

この規則は、平成21年3月1日から施行する。

以上

■ ライスインキロゴの Q&A

Q.1 ライスインキロゴはどのようにすれば取得できますか？

ライスインキ・コンソーシアムのサイト (<http://riceink.jp>) にアクセスし、「ライスインキ使用規則」をお読みの上で合意していただくと、ロゴデータのダウンロードが可能となります。仕様に際しては「ライスインキ製品ラベリングガイド」に従ってください。

Q.2 広告代理店やデザインハウスでも、ライスインキロゴは取得できますか？

直接インキを使用しない会社・組織でも使用可能です。ただしライスインキロゴを表示した印刷物を委託・作成する場合は必ずライスインキを使用することはもちろんですが、その管理義務を負うことになり、場合によっては本会から委託印刷物が正しくライスインキを使用しているかの証明が求められることもあります。

Q.3 印刷会社ですが、取得したライスインキロゴを表示した印刷を外注できますか？

自社で印刷しないものでも、委託先でライスインキが使用された印刷物であればライスインキロゴは表示できます。この場合も正しくライスインキを使用する管理義務を負うことになります。

Q.4 当社で取得したロゴはデータ制作先や客先に渡せますか？

印刷物制作のためライスインキロゴをデータ制作先に渡すことは可能ですが、制作先でのライスインキロゴの管理義務を負っていただくことになります。

Q.5 特色、モノクロでもロゴの使用は可能ですか？

モノクロ（単色用）のロゴが使用可能です。「ライスインキ製品ラベリングガイド」を参照してください。

Q.6 濃いバックの場合、白抜きなどで使えますか？

原則は不可です。ただしバックとロゴの輪郭が識別不可能な場合（白黒コピーをとってみても識別できない場合）などは白抜きを可としますが、そのような場合は白窓処置などで極力回避してください。